

## 第4編 人事(職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例)

### ○職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例

(昭和56年12月21日条例第8号)

改正 昭和61年8月12日条例第1号 昭和63年7月11日条例第4号

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第55条の2第6項の規定に基づき、職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる場合を定めるものとする。

(職員団体のための職員の行為の制限の特例)

**第2条** 職員は、次に掲げる場合又は期間に限り給与を受けながら職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。

(1) 法第55条第8項の規定に基づき適法な交渉を行う場合

(2) 大月都留広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年条例第5号)第9条に規定する休日及び同条例第10条第1項に規定する休日の代休日(特に勤務を命ぜられた場合を除く。)並びに年次有給休暇並びに休職の期間

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(昭和61年8月12日条例第1号)抄

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

**附 則**(昭和63年7月11日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、大月都留衛生組合同規約の一部を改正する規約(昭和63年規約第1号)の施行の日から適用する。